

海外療養費（海外で急な病気にかかって治療を受けたとき）

立教学院健康保険組合
〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-34-1
学院事務棟アネックス3F
TEL: 03-3985-2760

「海外療養費」とは、日本在住の方が、海外旅行・海外赴任中に病気やけがでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、健康保険組合への申請により、一部の医療費の払戻を受けられる制度です。なお、療養の目的で海外に出向き、療養を受けた場合は支給対象になりません。

海外療養費支給申請手続きの際には、申請書のほか、現地の医療機関が作成した証拠書類、および渡航履歴が確認できる書類を必ず添付してご提出いただく必要があります。

（海外療養費の請求に必要な書類）

- ・療養費支給申請書 ←被保険者の方がご記入・押印してください。
- ・診療内容明細書 又は 歯科診療内容明細書 原本
- ・医療機関の領収書 原本
- ・渡航履歴が確認できる書類（出国・帰国日のわかるパスポートのコピー等）
- ・海外での診療等を担当した医療機関等に照会することの同意書

この2点は、必ず現地の医療機関に作成してもらってください

※「療養費支給申請書」「診療内容明細書」は、健康保険組合ウェブサイトより書式をダウンロードできますので、必要に応じてご利用ください（健康保険組合にもご用意しております）。

帰国後、健康保険組合に提出してください（郵送でも構いません）。

海外療養費の申請受け付けをした後、診療内容明細書の翻訳・医療費換算等を行うための時間がかかります。実際に健保から海外療養費が支払われるのは、3～4か月後の給与支給日となります。

【 注 意 点 】

*海外療養費を申請いただくと、ご提出いただいた診療内容明細書で治療内容を確認し、日本国内で同様の治療を受けた時の医療費の基準で海外療養費を算定します。

健保からお支払いする海外療養費は、必ずしも海外で支払った医療費の7割の額と同額にはなりませんのでご了承ください。

*海外で治療を受けた場合、国や医療機関により、日本と請求金額が大きく異なることがあります。

健康保険組合の海外療養費を、国内での保険診療と同じように考えずに、むしろ海外旅行中の医療費の一部補助制度として考え、民間の海外旅行者傷害保険制度等に別途加入しておいた方が安心です。

*海外療養費の請求に必要な書類は、必ず原本でご提出いただきます。

*海外で医療費の支払いをした日の翌日から起算して2年を経過すると、時効により申請ができなくなりますのでご注意ください。